

## Japan Tax Newsletter

デロイト トーマツ 税理士法人

2022 年 3 月 23 日

### OECD による第 2 の柱（グローバルミニマム課税）に関するモデルルールのコメントリーの公表（2022 年 3 月 14 日）について

#### Executive Summary

- OECD は 2022 年 3 月 14 日に「[GloBE モデルルール（第 2 の柱）コメントリー](#)」（英語）（以下「コメントリー」）を公表した。これは、2021 年 12 月に公表された「[GloBE モデルルール（第 2 の柱）](#)」（英語）（以下「GloBE モデルルール」）に関して、詳細なテクニカルガイダンスを提供するものである
- また、OECD は同日、GloBE 実施枠組み（GloBE Implementation Framework）に関するパブリックコンサルテーションの実施を併せて発表した。パブリックコンサルテーションは 2022 年 4 月末に実施されることが予定されている

経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対処するための 2 つの柱からなる解決策に関する BEPS 包摂的枠組みの進行中の作業の一環として、OECD は、2021 年 12 月の GloBE モデルルールの公表に続き、多国籍企業及び各国政府に第 2 の柱（グローバルミニマム課税）に関する詳細なテクニカルガイダンスを提供することを目的としたコメントリー及び[計算例（Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy – Global Anti-Base Erosion Model Rules \(Pillar Two\) Examples）](#)（OECD ウェブサイト（英語、PDF））を 2022 年 3 月 14 日に公表した。

また、OECD は同日、GloBE 実施枠組みに関するパブリックコンサルテーションを 2022 年 4 月末に実施する旨を併せて発表した<sup>1</sup>。これは、各国税務当局による GloBE モデルルールの協調的な実施及び管理を促進し、かつ、多国籍企業によるコンプライアンス負担を軽減するためのものである。GloBE 実施枠組みに関するコメントは 2022 年 4 月 11 日まで募集されている。

#### 1. モデルルールに関するコメントリー

GloBE ルールは、大規模な多国籍グループが事業を展開する全ての国で最低 15%の法人所得税を支払うように設計されている。各国は GloBE ルールの導入を義務付けられていないが、モデルルールは GloBE ルールを国内法に導入するためのテンプレートを提供するものである。

公表されたコメントリーでは、適用範囲、GloBE 所得（GloBE Income or Loss）、調整対象税額（Adjusted Covered Taxes）、実効税率（Effective Tax Rate）及びトップアップ税額（Top-up Tax）の計算、手続規定や経過措置の他、組織再編、特定の持株ストラクチャー、税の中立性制度や配当ベース課税制度等について、より詳細な説明が提供されている。

<sup>1</sup> [Tax challenges of digitalisation: OECD invites public input on the Implementation Framework of the global minimum tax](#)（OECD ウェブサイト（英語））

る。また、既存の税制と GloBE ルールとの互換性についても説明されており、国内ミニマム課税制度や所得合算ルール（IIR）・軽課税支払ルール（UTPR）と同等とみなされる規則についても触れられている。

また、同時に公表された計算例では、GloBE ルールの特定の条文に係る具体的な適用関係が設例として示されている（今後、追加の設例が作成、公表される可能性も示唆されている）。

一方、米国 GILTI（Global Intangible Low Taxed Income）税制との共存のあり方については、依然として明らかになっていない。米国では GILTI 税制を改正して GloBE ルールに整合させようとしているが、もし改正案が議会を通過せず、GILTI 税制が適格 IIR と認められないこととなる場合に、どのように取り扱われるかは不透明である。

コメンタリーによると、GloBE ルールについては、2023 年までの導入が見込まれている。

## 2. 実施枠組みに関するパブリックコンサルテーション

パブリックコンサルテーションは、GloBE モデルルールやコメンタリーで示された制度選択についてのコメントを求めるものではなく、各国の税務当局と多国籍企業が一貫性のある調整された方法で GloBE ルールを実施・運用するためのメカニズムを導入しながらも、コンプライアンスコストを最小限に抑えることに焦点が当てられている。

具体的には、以下の事項についてのコメントが求められている。

- GloBE 実施枠組みの一環として、更なる行政上のガイダンスが必要かどうか、必要と考える場合には、具体的な留意事項及び必要となる行政上のガイダンスに関する提案を含む
- 申告、情報収集（レポートシステムを含む）及び記録保存についての見解。特に、GloBE ルールにおける情報収集のあり方、申告義務及び記録保存要件につき、コンプライアンスコストを考慮しつつも情報申告の効率性、正確性、検証可能性を最大化する制度設計の方法についての見解
- 簡素化やセーフハーバーの利用を含め、多国籍企業のコンプライアンスコストを軽減する施策についての提言
- GloBE ルールの協調性を最大化し、税の確実性を高め、二重課税のリスクを排除するメカニズムについての見解

（東京事務所 山川 博樹、山形 創一郎、秋田 二郎）



### デジタル課税トピックス

今後の動向が目されるデジタル課税について、OECD・G20 を含む最新情報を掲載しています。

[www.deloitte.com/jp/tax-digital-topics](http://www.deloitte.com/jp/tax-digital-topics)



## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan)

## 問い合わせ

### デロイト トーマツ税理士法人

#### 東京事務所

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3  
丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800 (代)

#### 大阪事務所

所在地 〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋 4-1-1  
淀屋橋三井ビルディング 5 階

Tel 06-4560-8000 (代)

#### 名古屋事務所

所在地 〒450-8503 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1  
JP タワー名古屋 37 階

Tel 052-565-5533 (代)

email [tax.cs@tohmatu.co.jp](mailto:tax.cs@tohmatu.co.jp)

会社概要 [www.deloitte.com/jp/tax](http://www.deloitte.com/jp/tax)

税務サービス [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”) のひとつまたは複数指します。DTTL (または“Deloitte Global”) ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、([www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が出た損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001